

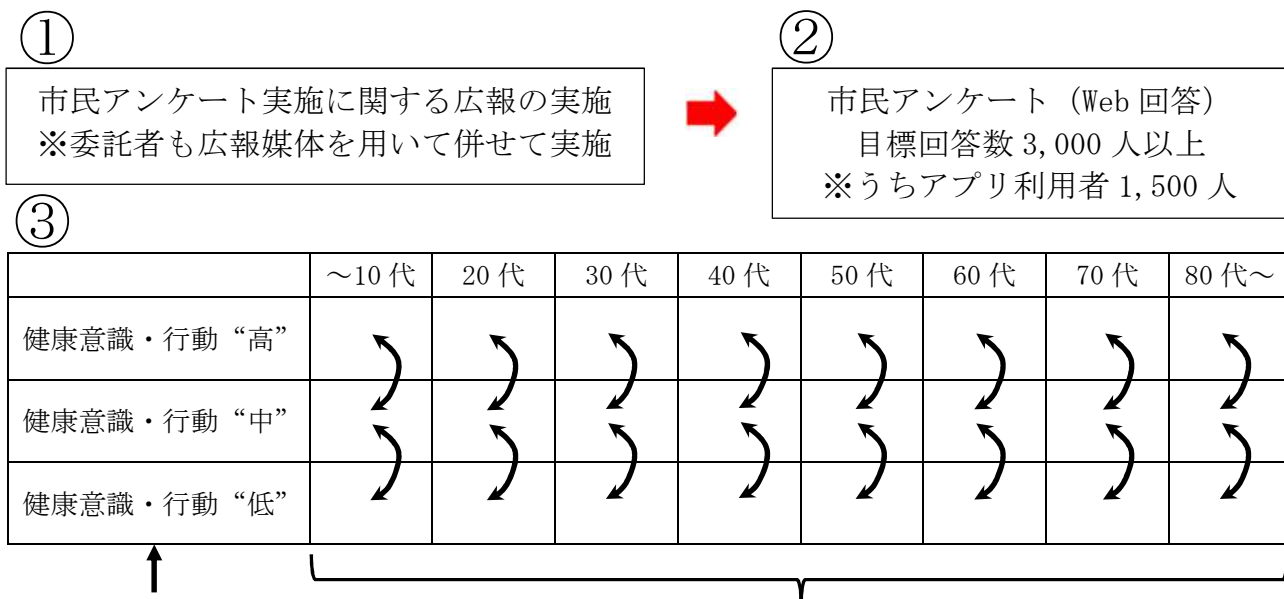
業務説明資料

1 目的

本業務は、市民の属性別の健康に関する意識・生活習慣の現状、ニーズ、意識変容・行動変容につながる要因、及び市公式ヘルスケアアプリ「はままつ健幸クラブ」（以下「健幸クラブ」という。）の利用者と非利用者の差異を調査・分析し、今後本市が市民の健康意識の醸成や健康に向けた行動変容を促進するための基礎資料とすることを目的とする。

2 期待する調査結果等

本業務では、市民へのアンケートを通じ、次の結果等を明らかにすることを期待する。



健康に関する意識・生活習慣の現状に対する回答結果等で分類

市民が健康意識・行動を高めるために必要と考える条件、身の回りの環境、社会や行政に求めるもの（ニーズ）等を明らかにする。同時に、「健幸クラブ」の利用者・非利用者別に分類し、アプリに対するニーズも明らかにする。

➔ ④ 上記の健康に関する意識・生活習慣の現状に対する回答結果を基軸として、属性（年代、性別、居住区等）とのクロス集計を実施する。

➔ ⑤ 上記の結果に対して、多変量統計解析を行う。
併せて意識・行動変容の要因や健幸クラブ及び民間ヘルスケアアプリ利用による健康寄与度を明らかにする分析を行う。

（例）

- ・カイ二乗検定：属性別の回答結果の有意性検証
- ・因子分析：健康意識・行動を規定する潜在要因の抽出
- ・相関分析・線形回帰分析：年齢、居住区等と健康意識・行動との関係性の分析

➔ ⑥ 上記の分析結果を取りまとめ、健康意識・行動水準と年代（その他属性）の組み合わせごとに、委託者が実施すべき取組を提案する。（例：健康意識・行動が「低い」20代層に対しては、食に関するニーズが高く、「中」水準への改善の可能性が高い傾向が見られる。特に中央区在住の女性で顕著であり、該当層向けのターゲット施策を提案。）
併せて全体を通じて効果が高い取組についても提案する。

3 委託事項

以下の項目について委託する。

- (1) 委託業務実施体制の構築及びスケジュール管理
- (2) アンケート設問の設定
- (3) アンケート調査の実施
- (4) 中間アンケート結果の共有
- (5) アンケート調査結果の集計及び分析
- (6) 調査・分析結果を踏まえた提案
- (7) 報告書（本編及び概要版）の作成
- (8) 報告書（本編及び概要版）の提出
- (9) その他

4 業務の仕様

(1) 委託業務実施体制の構築及びスケジュール管理

ア 委託業務実施体制

委託業務実施体制の構築は提案による。ただし、以下の要件を満たすものとする。

- ・ アンケート設問設計に関する知見を有するスタッフ
- ・ アンケート調査実施に関する知見を有するスタッフ
- ・ 統計解析（特に多変量解析）に関する知見を有するスタッフ

イ スケジュール管理

契約期間：契約日から令和9年2月28日まで

アンケート調査期間：8月中旬から実施し、終期とともに受託者の提案による

その他：受託者の提案を踏まえて委託者と協議のうえ決定し、工程表を作成し共有すること

(2) アンケート設問の設定

アンケート設問は以下について、統計解析手法を踏まえて以下の項目について設定すること。

ア 属性等に関する設問

必須項目：年代、性別、居住区（中央区、浜名区、天竜区）

その他の項目については受託者の提案による

イ 健康に関する意識・生活習慣の現状に関する設問

市民の健康実態を多面的に把握するため、例えば、以下のような項目で設問を設計すること。

- ・ 食生活（食事内容、食事頻度等）
- ・ 運動・身体活動（運動習慣、日常の身体活動等）
- ・ 睡眠（睡眠時間、睡眠の質等）
- ・ 健診・検診（受診状況、結果の把握等）
- ・ 健康知識（健康情報の理解度、知識源等）

具体的な設問文、選択肢、スケール設計については、受託者の提案を踏まえて委託者と協議のうえ決定する。

ウ 健康意識・行動水準の測定

上記イの項目に基づいて、市民の「健康意識・行動水準」を「高」「中」「低」の3段階に分類するスコアリング方法を提案し、委託者と協議のうえ決定すること。

エ 健康に関するニーズ等に関する設問

以下の項目について設問設定を必須とする。その他の項目については提案による。

- ・健康に関する意識変容・行動変容のきっかけとなる要因
- ・健康情報の収集ツール（SNS、アプリ、医療機関、マスメディア等）
- ・身の回りの環境、社会や行政に対する要望・ニーズ
- ・「健幸クラブ」の利用状況及び健康活動への影響
- ・その他のヘルスケアアプリの利用状況及び健康活動への寄与度

(3) アンケート調査の実施

ア アンケート対象について

- ・対象地域：浜松市全域
- ・対象年代：18歳以上を想定
(ただし、サンプル年代に偏りが無いこと。受託者の提案による調整可)
- ・標本抽出方法：受託者の提案による
- ・標本回収数：提案によるが3,000件程度を想定（うち1,500件については健幸クラブからの流入を想定）
- ・補填措置：健幸クラブ流入者を除いた回答数が1,500件に達しない場合を想定し、受託者負担による補填手段・調査を事前に提示すること。
ただし、委託者が保有する以下媒体でアンケートの広報を実施予定。
 - ①「広報はままつ 9月号」
全世帯配布 発行部数約325,000部
 - ②「市公式LINE 8月20日枠」登録者数452,216人(2026.5.15時点)
最もよく情報配信されるセグメントでの配信を想定。
セグメント登録者数は約32,000人(2026.5.15時点)
 - ③市公式フェイスブック「いいら！」
フォロワー数約13,000人(2026.5.15時点)
 - ④X(旧ツイッター)「てんこちょ浜松」
フォロワー数24,003人(2026.5.15時点)

イ アンケート手法について

原則としてオンラインアンケート調査とする。以下のいずれかの方法（または組み合わせ）により実施すること。

- ・ウェブアンケートシステムの構築・運用
- ・既存アンケートプラットフォームの活用
- ・スマートフォンアプリ等を活用した調査
- ※委託者が保有するWebフォーム（LoGoフォーム）を使用可。
- ※受託者がシステムやプラットフォームを準備する際は、情報が漏洩しないよう管理等を徹底すること。
- ※補完手法として「紙アンケート併用」「電話・対面誘導」「高齢者向け支援導線設計」などの提案を妨げない。

(4) 中間アンケート結果（令和8年8月31日15時時点の生データ）の共有 中間データは次年度予算の検討に使用するため、以下のとおり対応すること。

ア アンケートフォーム等を受託者が準備した場合

令和8年8月31日15時時点のアンケート生データを委託者へ提供すること。

イ 委託者保有Webフォーム（LoGoフォーム）を使用した場合

委託者が令和8年8月31日15時時点のアンケートデータを出力する。
必要に応じて受託者へ共有する。

(5) アンケート調査結果の集計及び分析

ア 単純集計・基礎集計

単純集計、基礎集計を実施すること。具体的な集計内容は、受託者の提案を踏まえ、委託者と調整して決定する。

イ クロス集計

健康意識・行動水準と属性（年代、性別、居住区等）との組み合わせについて、クロス集計を実施すること。その他のクロス集計内容は、受託者の提案を踏まえ、委託者と調整して決定する。

ウ 多変量統計解析

カイ二乗検定、因子分析、相関分析、線形回帰分析等適切な分析手法を提案すること。具体的な分析内容は、受託者の提案を踏まえ、委託者と調整して決定する。なお、次の項目に対する分析結果は必須とする。

- ・属性別の健康に関する意識・生活習慣の現状の傾向
- ・健康意識・行動水準が相対的に低い（または高い）状態から、より高い（または低い）状態に移行するきっかけとなる要因
- ・健康に関する情報を収集するため使用するツールの傾向
- ・「健幸クラブ」利用者、民間ヘルスケアアプリ利用者、「健幸クラブ」及び民間ヘルスケアアプリ非利用者の健康に関する意識・生活習慣の比較
- ・「健幸クラブ」及び民間ヘルスケアアプリの利用状況及び健康への寄与度とその比較

(6) 調査分析結果を踏まえた提案

ア 属性別施策提案

分析結果に基づいて、健康意識・行動の水準（「高」「中」「低」）と年代の組み合わせごとに、将来的な市民の健康寿命延伸に向けて委託者が実施すべき施策等を提案すること。対象層の規模、現状の課題、改善の可能性の大きさ等を根拠として、その妥当性を説明すること。具体的な属性の区分は、受託者の提案を踏まえ、委託者と調整して決定する。

イ 全体を通じた提案

分析結果を踏まえ、将来的な市民の健康寿命延伸に向けて市民の健康意識・行動を向上させるために有効と考えられる施策等を提案すること。

(7) 報告書（本編及び概要版）の作成

受託者は、調査・分析、提案を踏まえて、報告書（本編及び概要版）を作成すること。報告書（本編及び概要版）の内容は、受託者の提案を踏まえ、委託者と調整して決定する。なお、報告書作成の過程で、追加の分析が必要になった場合は、受託者の負担で実施する。

(8) 報告書（本編及び概要版）の提出

ア 報告書（本編及び概要版）

提出物	形式	数量	備考
報告書 本編	DVD-R	2部	DVD-R に PDF データ等を格納すること
	紙面	20部	カラー印刷し、フラットファイル等へ綴じること（製本等は不要）。
報告書 概要版	DVD-R	2部	DVD-R に PDF データ等を格納すること
	紙面	500部	フルカラー印刷 A4 用紙(※)20 ページ程度を想定。 ※マットコート紙、135 kg以上のものとする。

イ 提出方法

以下提出先へ郵送または持参

ウ 提出期限

(ア) 郵送

令和9年2月26日(金)まで ※当日消印有効

(イ) 持参

令和9年2月26日(金)午後5時まで

エ 提出先

〒430-8652

静岡県浜松市中央区元城町103-2

本館6階 ウエルネス推進事業本部

(9) その他

ア 受託者は、本業務が目的を達成するために委託者と綿密な連携を図りながら業務を進めることとし、定期的な進捗報告を実施すること。

イ 調査結果については専門的な分析結果とともに、今後の市の施策や市民への広報等に活用できるよう、視覚的にもわかりやすく明瞭にまとめた概要版を作成すること。

5 (参考)「健幸クラブ」について

(1) 登録状況について(令和8年5月11日時点)

ア 登録者数

26,230人

イ 性別ごとの登録状況

性別	人数	登録割合
男性	9,077	34.6%
女性	11,725	44.7%
未回答	5,428	20.7%

ウ 年代ごとの登録状況

年代	人数	登録割合
～19歳	172	0.7%
20代	1,426	5.4%
30代	2,464	9.4%
40代	3,201	12.2%
50代	5,388	20.5%
60代	4,517	17.2%
70代	3,088	11.8%
80代～	661	2.5%
未回答	5,313	20.2%

エ 居住区ごとの登録状況

居住区	人数	登録割合
中央区	16,272	62.0%
浜名区	3,046	11.6%
天竜区	542	2.1%
旧北区	770	2.9%

市外	1,026	3.9%
未回答	4,573	17.4%

(2) 機能について

委託者と調整し、必要に応じて以下の機能を利用することができる。

ア プッシュ通知機能

「健幸クラブ」利用者に対しプッシュ通知が可能。通知先は登録者全員に対してだけでなく、次のア、イ、ウとおり登録情報に基づく属性を限定した通知を行うことができる。

(ア) 居住区

中央区、浜名区、天竜区

(イ) 性別

男性、女性

(ウ) 年代

10歳未満、10代、20代、30代、40代、50代、60代、70代、80代、90歳以上

イ 活動データの取得

アプリ利用者にはそれぞれユニークコード（以下、「kID」という。）が付され、kIDに紐づく次のデータの取得が可能。なお、出力対象となるkIDが多い場合は、対象者や対象期間を制限する場合がある。

(ア) 歩数データ

日ごとの歩数データ。「健幸クラブ」を起動した際に、起動日を除く30日前分の歩数データを取得することができる。ただし、「健幸クラブ」インストール前のデータは取得不可。

(イ) 健幸ポイント（以下「ポイント」という）獲得状況

「健幸クラブ」では次の基準でポイントが貯めることができる。

ポイント獲得状況をkIDごとに確認することが可能。

<ポイント獲得方法>

獲得項目	内容	付与頻度
「健幸クラブ」起動	アプリを起動したことで付与	1日1回
歩数	歩数に応じてポイント付与。ただし獲得歩数には上限あり	1日1回
目標歩数達成	自身が設定した1日当たりの歩数を達成した際に付与	1日1回
健（検）診記録	健（検）診の受診を記録することで付与。年1回のみ	1年に1回
体重・血圧	体重や血圧の記録。	それぞれ1日1回
リアルウォーキング	市内の各所を巡るウォーキングコース踏破により付与	上限なし
チャレンジ	「運動」「食事」「減塩」「野菜摂取」「飲酒」「睡眠」の6項目で実施状況のチェックでポイント付与	項目ごとに1日1回
各種イベント	市などが主催する健康に関するイベントで	イベントの開催

	チェックインすることでポイント付与	期間等に準ずる
--	-------------------	---------

※その他、「健幸クラブ」新規登録、コラム閲覧などでポイント付与が可能ではあるが、付与回数、タイミングが極めて限定的なので割愛

ウ アンケート機能

アプリ利用者に対してのみ、アンケートの配布が可能。

アンケート機能では以下の項目を設定可能。ただし条件分岐（設問非表示設定）などの機能はない。

なお、アンケート回答者に対して、ポイントを付与することができる。

	項目	内容
1	質問	質問の内容を記載
2	回答種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオボタン（一択） ・チェックボックス（複数選択） ・テキスト（一行） ・テキスト（複数行）
3	回答必須	回答が必須または、任意の回答の設定

※アンケートの回答は、回答内容とkIDが紐づく形で収集可能。

6 その他

- ・ 委託者からの支給品及び貸与品がある場合は、受託者が浜松市役所本館6階ウエルネス推進事業本部において受け取りを行うか、受託者の負担による郵送での対応とする。
- ・ 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・ 業務の処理に当たっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年浜松市条例第24号）を遵守し、個人情報の保護に最善の努力を払わなければならない。
- ・ 本業務により作成し、委託者に提出した納品物の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- ・ 本業務により作成し、委託者に提出した納品物の著作権者人格権は行使しないものとする。
- ・ 本業務の円滑かつ効果的な進捗を図るため、委託者と綿密な連携を図りながら業務を進めることとし、本仕様の定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度協議により決定するものとする。
- ・ 業務終了時において、本業務を行うにあたり保有した個人情報がある場合は個人情報廃棄（返却）報告書を提出すること。